

名古屋市上下水道局管理規程第 2 号

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 5 日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

別表第 1 水道事業電気主任技術者の部営業部の款営業課の項中

「

中村営業所	を
旧緑営業所	
旧北部管路センター	

」

「

中村営業所	に改める。
旧中村営業所	
旧緑営業所	

」

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月10日から施行する。